

■白山市 公共施設LED化入事業 実施方針等に関する意見・質問受付、回答公表

番号		意見・質問	回答
1	【実施方針】 1. 特定事業の選定に関する事項 1) 事業内容に関する事項 (5) 事業方式	本事業は何故、ローカルPFI事業としたのでしょうか。またローカルPFIへの地域事業者参加としてとはどのような基準があるのでしょうか？	・実施方針内の「事業の目的」に記載がありますのでご確認ください。 地域経済・社会により多くのメリットをもたらすことを目的としています。ほか、財政面や事業効果を最大限発揮させるため、本事業方式と致しました。 ・明確な基準は今後定める選定時の評価によりますが、各評価項目において地域事業者の参加や地域貢献等地域資源を最大限活用されるような内容を評価する予定です。
2	【実施方針】 1. 特定事業の選定に関する事項 1) 事業内容に関する事項 (6) 業務範囲 ⑤維持管理業務 オa 事業者が費用を負担する場合	LED化事業において一般的な財物総合保険には「盗難」補償はありません。一般的なLED化事業での財物補償条項は「火災・落雷・破裂・爆発・風災・雹災・雪災・水災」となっています。	ご意見を踏まえ、修正等含め検討いたします。
3	【実施方針】 2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項 7) 提案審査及び選定に関する事項 (4) 事業者を選定しない場合	選定事業者が無い場合、公的財政負担の縮減の達成が見込めない場合のほかにローカルPFIの要件を満たさない理由なども含まれているのでしょうか？	実施方針内の「事業の目的」に示したように地域経済・社会により多くのメリットをもたらすことを目的する事業のため脱炭素化および長期的な観点での整備コストの縮減且つ質の確保を図ることが困難な提案の場合に加えて、「ローカルPFI」に資する要件を満たさない提案の場合にも事業者を選定しない場合があります。
4	【実施方針】 3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 1) 予想されるリスクと責任分担 (2) 予想されるリスクの分類とその分担	現地調査後の実施設計および更新工事後の引渡時に、市が示した計画当初より大きな齟齬が発生した場合には契約変更等の対応は可能でしょうか？ 一般的には事業契約締結後に資材の高騰があった場合や、基準金利上昇が発生した場合等には変更協議確定時に変更契約されるが、同様の内容と捉えて良いのでしょうか？	ご指摘のような事象が発生した場合、契約時に定めるリスク分担表に基づき、変更契約の協議対象になると考えています。また金利変動に対する対応についてもリスク分担表に基づいて金融機関を含めた三者間で協議し、必要に応じ変更契約にて対応することを想定しています。
5	【実施方針】 3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 2) 事業実施のモニタリング (2) モニタリングの実施時期	事業のモニタリングは、設計時、施工時、工事完成時及び維持管理時の各段階において実施する。とあるが複数施設にもおよぶため、まずは全対象施設の設計・施工が一体となった業務計画書を作成提出し、各施設の実施タイミングに合わせて設計施工を実施し、LED化完了施設毎に施設管理者により確認完了書面を発行しシステムに記載する。全対象施設すべての完了書面発行が出来次第事業者より引渡確認書面が提出され、市も全施設の完了報告確認をもって引渡確認書面に押印し引渡完了し本書面をモニタリング評価に反映する様な流れではいかがでしょうか？	ご指摘のとおり、本事業は複数の施設を対象としています。そのため、双方にとって効率的、効果的に事業を進める事が望ましいと考えています。 ご意見いただいた内容にてご提案いただき、効果的・効率的に実施できるような配慮、工夫が提案されていると判断できる場合、評価時の加算対象となります。 市としては柔軟な対応を行いたいと考えております。
6	【実施方針】 2. 事業者の募集及び選定に関する事項 7) 提案審査及び選定に関する事項 (2) 審査方法	今回のローカルPFIによるLED化事業の中に選定基準として、整備期間および維持管理期間ともに工事費に対するウェイトが大きい事業ですが、昨今問題になっている低価格入札（ダンピング）等についてはどう対応予定でしょうか？	官公需法にもとづき、ダンピング防止対策を講ずる予定です。
7	【実施方針】 2. 事業者の募集及び選定に関する事項 6) 参加資格要件 (1) 参加者の定義	「ローカルPFI」として実施方針を示している点から、設計・施工・維持管理役割の各役割を担う構成員は市内に本社（または町税等納税義務を果たす登記法人）を置く民間事業者であるのが望ましいのではないのでしょうか？また事業運営を目的とした特別目的会社や管理団体等を設立することとあるが、これは市内にSPC等を設立し構成員は全社出資し代表者も市内事業者と捉えて良いのでしょうか？	参加資格要件に示しているように、代表者は市内に本店を置く事業者としております。そのほかについては要件とはしていませんが、内容に応じた評価基準にて評価する予定です。
8	【要求水準書】 4. 工事に関する要求水準 2) 工事計画 (4) 設置①および④	(4) 設置①および④には、監理技術者は現地作業中、現場に常駐することや電気主任技術者と協議・調整を行うこととあるが、一般的な分離分割発注による公共工事とは違うので（※現場事務所があるわけではなく、現場は複数個所の市内全域にあるため）現実的に監理技術者の常駐では不可能ではないでしょうか？また、主任技術者を配置しない施設も多数存在しています。この現状に則した要求水準としては、①では「監理技術者常駐が不可能な場合には、施設現場ごとに管理責任者を配置し各業務に当たる事とします。」また、④では「電気主任技術者がいない施設では施設管理者と協議・調整を行うこととします。」がよろしいと思いますがいかがでしょうか？	ご意見を踏まえ検討いたします。

■白山市 公共施設LED化入事業 実施方針等に関する意見・質問受付、回答公表

番号		意見・質問	回答
9	別表1 予想されるリスクと責任分担表 事業者の責によらない負担項目について	全般…制度の変更（上記以外の税制度の変更等（例：法人税率の変更））について事業者の責によらないリスクですので発注者負担にて修正をお願いします。	ご意見を踏まえ、事業者の責または保険による補償によらない事項については除外を含め含め検討いたします。
10			
11			